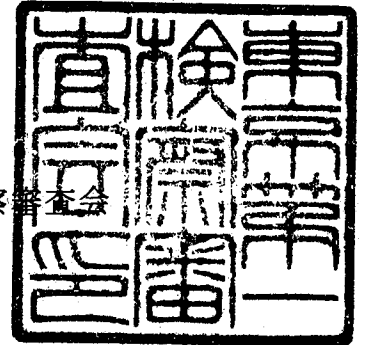




平成19年1月18日

審査申立人 半 澤 一 宣 殿

東京第一検察審査会



議 決 通 知 書

平成18年8月4日付けで審査申立てのあった殺人等被疑事件（平成18年東京第一検察審査会審査事件（申立）第35号）につき，当検察審査会は，平成19年1月11日に別添議決の要旨のとおり議決しました。

平成18年東京第一検察審査会審査事件（申立）第35号

申立書記載罪名 殺人，傷害，鉄道営業法違反

検察官裁定罪名 殺人，殺人未遂，鉄道営業法違反

検察審査会認定罪名 殺人，殺人未遂，鉄道営業法違反

議決年月日 平成19年1月11日

議 決 の 要 旨

審査申立人 半 澤 一 宣

被 疑 者 大 芦 和 夫

被 疑 者 毛 塚 満

不起訴処分をした検察官

東京地方検察庁 検察官検事 佐久間 進

上記被疑者らに対する殺人，殺人未遂，鉄道営業法違反被疑事件（東京地検平成17年検第22032，22033号）につき，平成18年3月27日上記検察官がした不起訴処分の当否に関し，当検察審査会は，上記審査申立人の申立てにより審査を行い，次のとおり議決する。

議 決 の 趣 旨

本件不起訴処分は相当である。

議 決 の 理 由

本件殺人，殺人未遂及び鉄道営業法違反被疑事件について，審査申立書及び審査申立人提出の資料並びに不起訴処分記録を十分に精査して検討した結果，検察官がした不起訴処分の裁定（殺人，殺人未遂については嫌疑なし，鉄道営業法違反については嫌疑不十分）を不相当と判断できる事情が発見できないので，上記趣旨のとおり議決する。

平成19年1月18日

東京第一検察審査会



半澤 一 宣

東京都足立区



殿

東京第一検察審査会事務局

東京高等・地方・簡易裁判所合同庁舎内
東京都千代田区霞が関一丁目1番4号
郵便番号100-8920

電話 大代表 東京 03 (3581) 5411番

内線 { 総務課4622~3
 { 審査課4632~3

03 (3581) 2856, 2859 ダイヤルイン